

【募集要領】 令和4年度鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金 (スタートアップ型)

1 目的

本補助金は、鳥取大学発の染色体工学技術等を活用して医薬品（動物用及び再生医療等製品等を含む。以下同じ。）の開発に資する研究を行う認定事業者、及び県内に事務所等を有し、医薬品の開発を行う事業者の活動を促進することにより、本県のバイオ産業の創出及び振興を図ることを目的として交付するものです。

2 対象となる事業

本補助金は、以下のいずれかに該当する事業を対象として交付するものです。

- (1) 認定事業者による、鳥取大学発の染色体工学技術等を活用した医薬品の開発に資する研究事業
- (2) 県内に事務所等を有する事業者による、医薬品の開発を行う事業

3 補助金の概要

(1) 支援型、補助率、補助金上限額及び補助事業期間

1 支援型	2 補助率	3 補助金上限額	4 補助事業期間
スタートアップ型	2/3以内	1,000万円	12月以内

(2) 補助対象経費

研究開発に要する経費のうち、下表に掲げる経費が補助対象経費です。補助金額は、補助対象経費の合計に補助率を乗じた額と補助金上限額を比較して少ない方の額以下です（千円未満切捨）。ただし、下表に掲げた経費であっても、交付決定日前又は補助事業期間終了後に発注・支払等した場合は補助対象外です。

区 分	内 容	留意事項
1 人件費	職員人件費、アルバイト人件費	
2 旅費	補助事業者の研究者等が調査等を行うため又は技術指導を行う外部専門家を招聘するために行う国内の旅行に要する経費	
3 謝金	外部専門家による技術指導に要する経費	
4 研究開発費	消耗品費（原材料、実験用動物、試薬類、分析用機器等に用いるもの等）、共同研究費、委託費、外注加工費、研究開発用機器購入借上費（当該補助事業に専用するものに限る）、産業財産権等取得導入費、使用料等	共同研究費は県内外の大学等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費であり、内訳を明示してください。
5 事務雑費	通信運搬費、会場等使用料、通訳翻訳費、資料購入費、印刷製本費	

(注) 1 委託費は県内事業者が実施したものに限り、ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではありません。

2 委託費及び外注加工費の補助対象経費の配分は、共同研究費を除く補助対象経費の総額の50%以内とします。

3 消費税および地方消費税は補助対象経費から除くものとします。

4 振込手数料は補助対象経費から除くものとします。

5 初年度の補助対象期間は、交付決定日から3月末日までとし、2年目の補助対象期間は交付決定日の翌年度の4月1日から交付決定日から12か月後の日までとします（最長）。

6 本補助金の活用には回数制限があります。スタートアップ型の活用は1事業者通算2回までとします。

7 従前の創薬支援型ベンチャー企業等支援事業補助金及び創薬事業化プロジェクト支援補助金の交付事業者は、スタートアップ型補助金を活用したものとみなします。

8 申請する事業内容が、本補助金とは別に国・県等から同種の補助及び委託等を受けているものや製薬会社等との共同研究やアライアンス締結等をしている場合は、補助対象から除きます。

4 補助事業認定

本補助金の交付を受けるには、補助金の交付申請に先立って「補助事業認定」を受けることが必要です。「補助事業認定」の可否は、審査会における審査で決定します。

5 補助事業認定申請ができる者

「補助事業認定」を受けるには、「補助事業認定申請」が必要です。その際、申請者は、以下に該当する者であることが必要です。

(1) 鳥取大学発の染色体工学技術等を活用して医薬品の開発に資する研究を行う認定事業者

〔認定事業者〕

認定事業者とは、「鳥取大学発の染色体工学技術及びその研究成果を活用して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組み、かつ県内に事務所又は事業所を有し、主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有する中小企業者等であって、本県におけるバイオ産業の創出に資する者として認定した者」です。認定事業者の認定を受けることで、本補助金のほか、下表の支援制度を活用することができます。

認定事業者になるには、「認定事業者認定申請」を行い、審査会の審査を経て「認定事業者」の認定を受けることが必要です。

(認定申請手続等は、「6 補助事業認定・認定事業者認定の流れ」を参照してください。)

〔認定事業者が活用できる支援制度〕

バイオ産業支援資金 (企業自立サポート事業)	認定事業者に低利融資を行う。 [事業実施期間] 最大15年(据置3年以内) [利率] 年1.43% [融資限度額] 1億円
バイオ産業支援資金利子補助金	バイオ産業支援資金を利用する認定事業者に対し、支払利子の一部を支援する。 [事業実施期間] 5年間(60月)
バイオフィロンティア施設利用料補助金	とっとりバイオフィロンティアに新規入居する認定事業者に対し、借室料の一部を支援する。 [事業実施期間] 3年間(36月)

(2) 県内に事務所又は事業所を有し、医薬品の開発を行う事業者

その他、(1)(2)共通で、以下の要件を満たすことが必要です。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員(暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

ウ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

6 補助事業認定・認定事業者認定の流れ

(1) 補助事業認定・認定事業者認定の申請

補助事業、認定事業者又は補助事業及び認定事業者両方の認定を希望する方は、下記の申請書類を「8 申請窓口・お問合せ先」に提出してください(郵送可)。

なお、補助事業認定・認定事業者認定について、それぞれの希望に応じて申請内容を記入してください。

申請内容記入例：1 補助事業の認定について → 希望する 希望しない
2 認定事業者の認定について → 希望する 希望しない

《申請書類》

○鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助事業認定及び認定事業者認定申請書(様式第1号。ワード様式。)

【事業計画等の記入方法】

- ア どのような医薬品の研究または医薬品の開発に資する研究開発を行いたいのか、事業化への課題、課題解決のためにどのような研究開発をどのように行うのか等を、具体的に記入してください。
- イ 図表を用いたり、専門用語の解説を付する等、第三者にも分かる記載をお願いします。
- ウ 事業計画の確認が必要な場合など、別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- エ 本事業に提案した内容を他の助成制度に申請する予定がある、又は申請している場合は、その旨を記載してください。
- オ 申請書には、以下の書類を添付してください。
- ①会社概要、定款その他申請者の活動内容又は事業内容がわかる資料
 - ②直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
 - ③補助事業収支予算書（別紙様式1。ワード様式） ※補助事業認定を申請する場合
 - ④県外発注理由書（別紙様式2。ワード様式） ※補助事業認定を申請する場合

○必要部数 1部

※ 申請書類の様式は、鳥取県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/250981.htm>

(ホーム→県の組織と仕事→商工労働部→産業未来創造課→産業支援担当→鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金へと進んで下さい。)

(2) 補助事業認定及び認定事業者認定の審査

補助事業の認定及び認定事業者の認定の可否は、「4 補助事業認定」でも記載したとおり、審査会における審査で決定します。

補助事業については、医薬品等の開発を行う事業者の活動の研究開発手法の妥当性、実現可能性等について審査を行います。

認定事業者については、鳥取大学発の染色体工学技術等を活用して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組み、かつ、県内に事務所等を有し、主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有する中小企業等であるかどうかについて審査を行います。

その他審査に関する詳細は、「9 審査について」を参照してください。

(3) 補助事業認定及び認定事業者認定可否の通知

審査会による審査の後、(2)による審査の結果について、申請者に通知します。

(4) 補助金の交付申請

(3)により補助事業認定の通知を受けた者は、別に定める日までに、所定の交付申請書等により補助金の交付申請を行ってください。

7 補助事業認定申請・認定事業者認定申請の受付期間

令和5年1月27日(金) 午後5時まで(必着) ※郵送可

8 申請窓口・お問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県 商工労働部 産業未来創造課 (担当：長谷川、古川)

電話 0857-26-7690

ファクシミリ 0857-26-8117

メールアドレス sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

9 審査について

補助事業認定申請・認定事業者認定申請については、事業の内容や研究開発手法の妥当性等を県が設置する審査会で審査し、補助事業の認定及び認定事業者の認定の可否を決定します。

(1) 審査方法

外部有識者等で構成する審査会で審査を行い、認定の可否を決定します。審査に当たっては、原則として、すべての応募者に申請内容の説明を行っていただきます。

なお、申請内容の説明はオンライン形式となる場合があります。

(2) 注意事項

- ア 審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じられません。
- イ 必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ウ 補助事業認定申請に係る事業計画については、補助対象と認められない経費等を減額して認定を行う場合があります。
- エ 審査会での審査の結果、事業内容の一部変更等を条件に認定することがあります。
- オ 応募多数の場合は、審査会の前に書類審査を行う場合があります。

(3) 補助事業認定申請・認定事業者認定申請から交付決定までのスケジュール

- ア 補助事業認定申請・認定事業者認定申請から認定可否通知まで

補助事業認定申請書提出 → 審査会 → 補助事業認定可否の通知
認定事業者認定申請書提出 → 審査会 → 認定事業者認定可否の通知

【スケジュール】

各認定申請書受付期間 : 令和5年1月27日(金) 午後5時(必着) まで
審査会・認定可否通知 : 令和5年2月予定

※審査会は募集期間が終了してから3週間程度後を目処に開催する予定です。

- イ 補助金交付申請から交付決定まで

交付申請 → 交付決定

【スケジュール】

交付申請・交付決定 : 令和5年3月予定

10 補助金の支払時期

補助事業が完了し、補助対象経費の支出額を確認した後に補助金を支払います。なお、年度をまたがって事業を実施する場合(3月31日をまたがる場合)は、年度内の補助対象経費の支出額に基づき確定できた補助金をいったん支払います。

(注) 1 補助金をお支払いする前に、補助対象経費の支出額を証明する証拠書類等(見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、ネットバンキング等の支払記録、研究開発日誌・出勤簿(直接人件費を計上する場合)、出張の復命書(旅費を計上する場合)、業務委託契約書(委託費を計上する場合)、補助金を活用して製作した試作品の現物や写真等)を県職員が調査します。証拠書類が確認できない場合は補助対象経費への計上が認められません。

2 概算払をご希望の場合は、別途県担当者にご相談ください。

11 その他認定申請・交付申請等に当たっての注意事項

- (1) 申請に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。
- (2) 補助事業認定した事業については、事業実施主体名、事業テーマ、補助金額等を鳥取県ホームページ等で公表させていただきます。ただし、公表することで企業等に不利益が生じるおそれがある場合は、公表範囲を協議して決定します。
- (3) 補助事業完了後に、県から事業化の状況、販売開始時期及び売上高等の調査をさせていただくことがあります。

◆申請に当たっては特に以下の点にご注意ください◆

- 本補助金は、補助事業認定を受けた後、補助金の交付申請手続を別途行うこととなります。
 - ①補助事業認定申請 → ②補助事業認定 → ③補助金交付申請 → ④補助金交付決定
- 本補助金は研究開発を支援するものであり、通常の営業活動・生産活動に係る経費は補助対象外です。
- 補助事業は、2/3以内の補助となるため、最低でも経費の1/3は自己財源で対応することが必要です。従って自社の体力、資金繰り等を考慮した予算組みが必要です。(調達、支出時期等)
- 補助金の対象経費は、契約から支出までを厳密に管理することが求められます。原材料、消耗品等の一つ一つから、大きな機械装置にいたるまでの詳細を積算し、かつ証拠書類を残すことが必要です。
- 交付決定前に発注・支払等した経費は補助対象外です。